

令和6年度  
未来に向けた住まいづくり  
推進事業補助金

申請の手引き

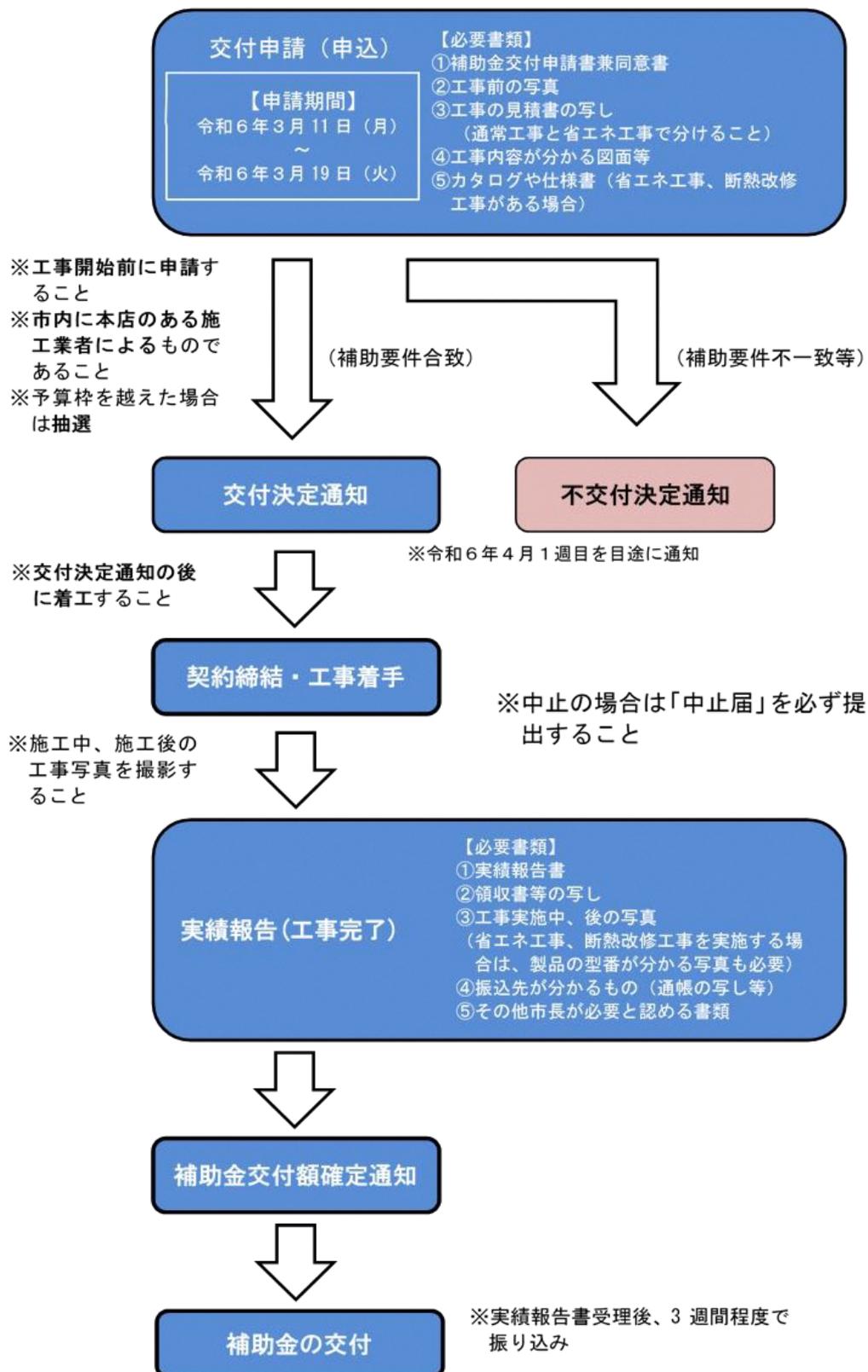
【お問い合わせ先】

村上市地域経済振興課  
経済振興室

電話：0254-75-8942（直通）

## 1. 補助金交付までの流れ

### 村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 交付申請から補助金交付までの流れ



## 2. 申請要領

### (1) 補助対象者

- ①市内に住民登録をし、登録された住所に居住している者。
- ②申請者及び同一家屋に居住する者が市税を滞納していないこと。

### (2) 補助対象住宅

- ①補助対象者が所有し、現に居住している市内の住宅。
- ②店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅については、補助対象者の居住部分。
- ③マンション等の集合住宅にあつては、補助対象者が専有する部分。
- ④上記の補助対象住宅で、補助対象者が所有者と異なる場合は、2親等以内の親族が所有している住宅とする。

### (3) 施工業者条件

- ①市内に本社を有する法人又は住民登録を有する個人事業主。

### (4) 補助対象額、補助率等

補助対象額及び補助率は下表のとおりです。※1,000円未満切り捨て

工事区分	対象工事 (例)	事業費 (税込み)	補助率	補助金の上限額
通常工事	土台・基礎の工事、屋根の葺き替え、天井・壁・床の改修、トイレ・お風呂場などの改修工事、下水道への接続工事、畳の交換、耐震工事、バリアフリー工事、雨水浸透柵など	20万円以上	補助対象経費の15%	15万円 注1・注2
省エネ工事	既存照明のLED化工事、エアコンの取替工事 ※対象機器は令和6年3月1日時点で最新のトップランナー基準(省エネ基準達成率100%以上)を達成した製品であることが条件	5万円以上	補助対象経費の20%	3万円

注1 通常工事（補助金の上限額10万円）に加えて、断熱改修工事を実施する場合は補助金の上限額が15万円になります

注2 過去に交付決定を受けている人は上限が5万円になります（断熱改修工事を実施する場合は、上限10万円）

※ 断熱改修工事とは、一定の基準（熱貫流率2.33 (W/m<sup>2</sup>・K) 以下の窓または熱伝導率0.052 (W/m・K) 以下の外壁) を満たす断熱改修に係る工事のことをいいます

### (5) 注意事項

- ①補助金の交付は、一住宅につき、年度内において1回限りとする。
- ②必ず工事を行う前に申請し、**補助金の交付決定を受けてから工事に着手**すること。また、年度内に完了すること。
- ③申請額が予算額を超えた場合は抽選とする。その場合、過年度に同補助金の交付決定を受けていない住宅を優先する。
- ④他の補助金と併用する場合は、補助対象工事箇所の区分けが必要。

### 3. 具体的な補助対象工事の例

(1) 対象工事 ※詳細は、別紙『対象工事一覧表』を参照

	No	工事名	内 容	特 記 事 項
通 常 工 事	1	増築・改築工事		住宅全部を改築する場合は対象外
	2	外 装 工 事	土台・基礎の工事	
			屋根の葺き替え・塗装	
			外壁の張り替え・塗装	要件により加算あり ※熱伝導率0.052(W/m・K)以下のノンフロン製品の断熱材を用いた外壁の工事
			ベランダ等の設置	
			サッシ等の取り替え	要件により加算あり ※改修後の熱貫流率が2.33(W/m <sup>2</sup> ・K)以下になるよう行う窓の工事
	3	内 装 工 事	天井・壁・床の改修	
			壁紙の張り替え	
			建具の改修・設置	
			襖の張り替え	
			畳の入れ替え・表替え	
	4	設 備 工 事	ユニットバス・トイレ・洗面台等の設置・交換	
			システムキッチンの設置・交換	
			FF式ストーブの設置・交換	本体のみの交換は対象外
			給水・排水・ガス等の配管の設置・交換	
			下水道のつなぎ込み工事	
			雨水浸透マス設置	
	5	そ の 他	耐震工事	
			バリアフリー工事	
			防火・防水・防音工事	
市長が特に認めるもの				
省 エ ネ 工 事	1	既存照明のLED化工事		工事を伴うもの。新設は対象外。最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす製品。部品、電球のみは対象外。
	2	エアコン取替え工事		工事を伴うもの。新設は対象外。最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を満たす製品

省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>)

最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率 100%以上）を満たす製品であるか確認することができます。（型番で検索可）



**(2) 対象外工事の例** ※詳細は、別紙『【詳細版】対象工事例一覧』を参照

No	工事名	内 容	特 記 事 項
1	内 装 工 事	カーテン・ブラインド等の設置等	購入が主であるため対象外
2	設 備 工 事	電化製品の取り替え等（テレビ・冷蔵庫等）	購入が主であるため対象外
		電話（インターネット）の配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
3	外 構 工 事	車庫・造園・フェンス等の工事	住宅ではないため対象外
4	そ の 他	シロアリ駆除	リフォーム工事ではないため対象外
		住宅の取り壊し（全部・一部）工事	リフォーム工事ではないため対象外
		設計に要する費用	設計費は対象外

**(3) 併用不可の補助制度の例**

No	補 助 制 度 名	担 当 課
1	高齢者・障がい者向け住宅整備費助成事業	介護高齢課・福祉課
2	住宅改修費の支給（介護保険適用）	介護高齢課
3	日常生活用具給付等事業	介護高齢課・福祉課
4	木造住宅耐震改修補助金	都市計画課
5	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	環 境 課
6	木質バイオマスストーブ設置費補助金	環 境 課
7	村上市産材利用住宅等建築奨励事業補助金	農林水産課

※同じ工事箇所において、他の補助制度による補助と本事業による補助の併用は不可（上記に記載されている制度以外の国、県の制度などにおいても同様）

## 4. 申請に必要な書類

### (1) 申請に必要な書類

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<b>①補助金交付申請書兼同意書</b> 記載例を参考に作成してください。
	<b>②工事前の写真</b> 見本を参考に作成してください。 <b>【特記事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工箇所すべての写真が必要です</li> <li>・写真は撮影日、施工箇所が分かる状況を記載</li> </ul>
	<b>③工事の内容が分かる図面等</b> 見本を参考に作成してください。 <b>【特記事項】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム工事の工事箇所が明記された平面図や立面図</li> <li>・他の補助金を受けている場合は、区別が分かるように図面に明記</li> </ul>
	<b>④工事に係る見積書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定する書式はございません。</li> <li>・工事の内容が明確で補助対象経費、補助対象外経費が分かるもの</li> </ul>
断熱改修工事 又は 省エネ工事 を実施する方	<b>⑤カタログ又は仕様書</b> 該当する方は、提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●断熱改修工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓の断熱改修工事 熱貫流率が 2.33 (W/m<sup>2</sup>・K) 以下の窓であることが分かるカタログ又は仕様書</li> <li>・外壁の断熱改修工事 熱伝導率 0.052 (W/m・K) 以下のノンフロン製品の断熱材であることが分かるカタログ又は仕様書</li> </ul> </li> <li>●省エネ工事 トップランナー基準(省エネ基準達成率 100%以上)を満たすことが分かるカタログ又は仕様書</li> </ul>

※申請に必要な部数は1部です。書類は返却できませんので、**あらかじめコピー**をお取りください。

## 9. 実績報告に必要な書類

### (1) 実績報告に必要な書類

提出が必要な方	必要な書類
すべての方	<p><b>①実績報告書</b> 記載例を参考に作成してください。</p> <p>【特記事項】 報告書の提出期限は、「工事完了の日から起算して 30 日以内又は、交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のどちらか早い日まで」です。</p> <p>例 1 : 令和 6 年 8 月 1 日完了 → 令和 6 年 8 月 30 日が提出期限 例 2 : 令和 7 年 3 月 10 日完了 → 令和 7 年 3 月 31 日が提出期限</p>
	<p><b>②工事中・工事後の写真</b> 見本を参考に作成してください。</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工箇所すべての工事中、工事後の写真が必要</li> <li>・写真は撮影日、施工箇所が分かる状況を記載</li> </ul> <p>【断熱改修工事又は省エネ工事を実施した方】 断熱材の施工状況や、設置した省エネ設備の全景及び型番が分かる写真を添付してください。</p>
	<p><b>③領収書等の写し</b> 支払いを確認するため、領収書や振込票など（振込者（申請者本人）、振込日、金額、相手方が確認できるもの）のコピーを提出してください。</p>
	<p><b>④振込先が分かるもの（通帳の写し等）</b> 通帳のコピーを添付してください。</p> <p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者本人の口座に限る</li> <li>・通帳は、通帳を開いた 1 ページ目、2 ページ目のコピーを添付</li> </ul>
申請時から補助対象工事費が減額となり、補助金額が変わる方	<p><b>⑤変更内容が分かる見積書等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象工事費が減額になった場合、変更後の見積書の添付が必要です。</li> </ul>

※実績報告に必要な部数は 1 部です。書類は返却できませんので、**あらかじめコピー**をお取りください。

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外

通常工事			
番号	工種	対象	備考
<b>【基礎・土台】</b>			
1	基礎・土台の補強・修繕・交換	○	
2	シロアリ駆除のみ	×	
3	シロアリ駆除後の補修・交換	○	
<b>【屋根】</b>			
1	塗替え・塗装の新設	○	
2	屋根材の葺替え	○	
3	屋根の下地材を補修・交換	○	
4	横とい・縦といの交換・修繕	○	
<b>【外壁】</b>			
1	塗替え・塗装の新設	○	
2	外壁の張替え	○	
3	外壁下地補修・交換	○	
4	ひび割れ補修	○	
5	外壁モルタル剥離・剥落部分の補修	○	
6	外壁の漏水防止に伴う補修	○	
7	外壁の断熱化工事	○	「断熱改修工事」として加算 断熱改修工事
<b>【内装】</b>			
床工事			
1	フローリング張り新設・張替え・補修	○	
2	畳の交換・表替え・裏返し表張り・縁交換等	○	
3	固定されたカーペットの張替え	○	
4	床の断熱材新設・交換工事	○	
5	段差の解消工事・改修工事	○	
6	床仕上げ材の交換・補修・変更	○	
7	絨毯、畳の上敷き等	×	既設床仕上材の上に敷き置くものは対象外

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外

通常工事			
番号	工種	対象	備考
壁工事			
1	壁仕上げ材の交換・補修・変更	○	クロスの貼替えを含む
2	タイル貼替え・補修・変更	○	
3	壁の塗替え・新設塗り	○	
4	腰壁の補修・交換・新設	○	
5	壁の断熱材新設・交換	○	
天井工事			
1	天井仕上げ材の張替え・補修	○	クロスの貼替えを含む
2	天井の塗替え・新設塗り	○	
3	天井の断熱材新設・交換	○	
その他工事			
1	和室(洋室)を洋室(和室)に改修	○	
2	間取りの変更改修	○	
3	玄関式台の改修	○	
4	室内手すりの取付け	○	
5	階段手すりの取付け	○	
6	バルコニー・サンルームの改修・新設	○	
7	カーテンのみの取付け・交換	×	
8	その他のバリアフリー工事	○	
9	耐震補強工事(部分補強工事を含む)	○	
10	住宅部分の増築	○	
11	玄関手すりの取付	○	
12	玄関ポーチ部の取付け・交換	○	玄関への出入りに必要な部分(玄関扉部から、住宅基礎に面する地面部分まで。)
13	風除室の取付	○	
14	ウッドデッキの取付	△	住宅と一体で取り外しできないこと
15	リフォーム箇所の解体工事	○	

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外

通常工事			
番号	工種	対象	備考
<b>【建具・開口部】</b>			
1	サッシ・ガラスの交換・補修・新設	○	外気に面した開口部において一定基準を満たしたサッシへ交換した場合、「断熱改修工事」として加算
2	内窓の設置・改修	○	一定基準を満たしたサッシへ交換した場合、「断熱改修工事」として加算
3	面格子の設置・改修	○	
4	ドアの交換・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○	
5	障子・ふすま戸の入替え・張替え	○	
6	木製建具の交換・塗替え・仕上げの貼替え・新設	○	
7	網戸の新設・交換・張替え	○	
8	洋風すだれの設置・交換・張替え	○	※工事を伴うものとする
9			
<b>【台所】</b>			
1	システムキッチンの新設・交換	○	組込まれた機器を含む
2	システムキッチン組込み機器の交換・部品交換	×	
3	流し台の新設・交換	○	IHクッキングヒーター・ガスレンジを含む
4	レンジフードのみの新設・交換	×	
5	ガスレンジのみの交換	×	
6	IHクッキングヒーターのみの交換	×	
7	ガスレンジ からIHクッキングヒーター への交換	△	※工事を伴うものとする
<b>【浴室】</b>			
1	浴室の新設・浴槽の交換	○	
2	ユニットバス・シャワーユニットの新設・交換	○	
3	床・壁の浴槽タイトルの改修・変更	○	
4	浴室手すりの取付け・新設	○	
5	天井張替え・塗替え	○	
6	換気扇の新設・交換	○	※工事を伴うものとする

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外

通常工事			
番号	工種	対象	備考
<b>【洗面室】</b>			
1	洗面化粧台の新設・交換	○	※ 工事を伴うものとする
2	棚のみの新設・交換	×	
3	蛇口のみの交換	×	
<b>【便所】</b>			
1	和式から洋式便所への改修	○	
2	水洗便所への改修	○	
3	洋式便器の交換	○	
4	洗浄便座のみの新設・交換	×	製品のみの交換は対象外
5	手すりの取付け・交換	○	
<b>【給湯設備】</b>			
1	台所・浴室等のリフォームに伴う給湯器の新設・交換	○	
2	給湯器の交換	△	本体のみの交換は対象外
<b>【下水道設備・排水設備】</b>			
1	下水道の繋ぎこみの工事	○	
2	新築・全改築に伴う下水道の繋ぎこみの工事	×	
3	雨水貯留槽・地下浸透槽等の設置・交換	○	
<b>【給水設備・ガス設備】</b>			
1	住宅内での給水・ガス配管を含む新設・増設・交換	○	
2	給水配管・ガス配管の屋外のみ工事	×	住宅リフォーム工事の対象外
<b>【電気設備】</b>			
1	電力用配線・配管・分電盤の新設・増設・交換	△	既設盤の改造のみは対象外
2	リフォームに伴う電化製品(換気扇・照明器具)の新設・交換	○	※ 電化製品が設置されている床、壁、天井の内装改修を施工する工事を行うこと
3	リフォームに伴うエアコンの復旧工事	○	工賃のみ
4	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)のみの取付け	×	
5	電化製品(エアコン・換気扇・照明器具)の修理・部品交換	×	
6	アンテナ交換・新設工事(配線共)	○	工賃のみ
7	防犯ライト等の取付	×	リフォーム工事でないため対象外
8	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォーム工事でないため対象外

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 対象工事一覧表

○：補助対象 △：条件により補助対象 ×：補助対象外

通常工事			
番号	工種	対象	備考
<b>【その他設備】</b>			
1	電気式床暖房の新設・増設	○	
2	温水式床暖房の新設・増設	○	
<b>【外構】</b>			
1	カーポートの新設・増設	×	住宅ではないので対象外
2	ウッドデッキの新設・増設	△	住宅に固定されているものは可
3	造園(庭園の)新設・増設	×	住宅ではないので対象外
4	門扉の新設・交換	×	住宅ではないので対象外
5	ブロック塀の新設・増設・補修	×	住宅ではないので対象外
<b>【その他】</b>			
1	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	×	リフォーム工事でないため対象外
2	住宅と一体の車庫・物置の増改築	○	
3	住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事費	×	住宅ではないので対象外
4	個人住宅の建物と同一棟でない部分の工事	×	住宅本体以外は対象外
5	申請に係る手数料	×	リフォーム工事でないため対象外
省エネ工事			
<b>【既存照明のLED化工事】</b>			
1	LED以外の照明を省エネ基準を満たすLEDへの交換工事	○	本体費含む
2	LEDの新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外
3	工事を伴わない部品交換など	×	
<b>【エアコン取替え工事】</b>			
1	省エネ基準を満たすエアコンへの交換工事	○	本体費含む
2	エアコンの新規設置工事	×	リフォーム工事でないため対象外

※場合により随時項目を追加。

2024/2/26  
現在

## 村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金 Q&A

### ●申請に関すること

Q 1	申請者は誰になりますか。
A 1	市内に住民登録をし、登録された住所に現に居住している人が申請者となります。
Q 2	所有者（登記名義人）が亡くなり未登記の場合は、誰を申請者とすればよいですか。
A 2	所有者が亡くなっている場合は、その住宅に住んでいる所有者と2親等以内の親族を申請者とすることができます。
Q 3	書類提出は、申請者本人でなければならないのですか。
A 3	書類提出等の手続きにあたり施工業者が代理として窓口を持参いただいても構いません。
Q 4	現在、工事中ですが申請できますか。
A 4	交付決定通知前に工事着手、工事完了の場合は、申請できません。
Q 5	工事写真についてどの程度必要ですか。
A 5	工事施工箇所すべての写真を添付してください。また、実績報告にも必要のため施工中の写真も撮り忘れのないようにしてください。
Q 6	見積書の書式に指定はありますか。
A 6	見積書の書式に指定はありませんが、工事の内容が明確で、補助対象経費、補助対象外経費がわかるようにしてください。
Q 7	図面はどの程度のものが必要ですか。
A 7	住宅全体の状況が分かる図面が必要です。工事箇所にはしるしを付けてください。内装工事の場合は、すべての階の平面図、外装工事の場合は、4面すべての立面図、屋根工事の場合には屋根の全体が分かる伏図を添付してください。
Q 8	施工業者が自ら所有する住宅をリフォームする場合は、対象になりますか。
A 8	対象になりません。ただし、会社に勤めている従業員が自社を利用してリフォームする場合は、対象になります。
Q 9	母屋と離れた納屋を住宅用にリフォームする場合は、対象になりますか。
A 9	対象になりません。現在住んでいる住宅のリフォームが対象になります。
Q 10	併用住宅（店舗等）の場合の補助対象額の算定方法は。
A 10	居住部分についてのみ対象となります。屋根のリフォーム等で対象範囲が明確でない場合は、居住部分と店舗部分の床面積に応じて補助額を算定します。
Q 11	同意事項の「同一世帯員本人に確認」とは子どもも含まれますか。何歳以上からですか。
A 11	税情報の確認をしますので、年齢問わず「収入があると見込まれる人」は確認してください。

## ●通常工事に関すること

Q 12	市内の施工業者が市外のハウスメーカーの下請けで工事を頼まれているが対象となりますか。
A 12	対象になりません。市内の施工業者が直接申請者と契約した工事が対象です。
Q 13	施工業者が工事を受注する件数に制限はありますか。
A 13	施工業者に受注件数の制限はありません。
Q 14	個人でリフォームする予定ですが、材料費などは対象となりますか。
A 14	施工業者を通じてリフォームを行う場合に限っていますので、個人で施工する場合は対象になりません。
Q 15	エアコンの取替えは対象になりますか。
A 15	通常工事では対象になりませんが、トップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成したエアコンへの取替工事は省エネ工事で対象としています。
Q 16	既存照明のLEDへの取替えは対象になりますか。
A 16	通常工事では対象になりませんが、トップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成したLEDへの取替工事は省エネ工事で対象としています。
Q 17	カーポートの改修は対象になりますか。
A 17	住宅ではないため対象外としています。
Q 18	外壁工事等を行う際の足場代は、対象工事費用に含んでよいですか。
A 18	対象工事費に含みます。ただし、見積書には明細が分かるように記載してください。
Q 19	洋式便器から洋式便器への交換は対象になりますか。
A 19	対象にしています。ただし、便座のみの交換は対象外です。
Q 20	洗面台のシャワー部分など、製品の一部の交換は対象になりますか。
A 20	部分的な修繕であり、住宅のリフォームではないため、対象外となります。

## ●省エネ工事に関すること

Q 21	LED照明やエアコンを新設した場合は対象になりますか。
A 21	対象にはなりません。LED照明は既存照明のLED化、エアコンは取替えに限定しており、最新のトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上）を達成した製品であることが要件です。
Q 22	エアコン取替工事にて旧式の基準（目標年度2010年）で省エネ基準達成率100%以上を達成していますが、対象になりますか。
A 22	最新の基準で要件を満たす必要があります。最新の基準で要件を満たすか確認してください。（ <a href="https://seihinjyoho.go.jp/">https://seihinjyoho.go.jp/</a> ）LED照明は目標年度2020年、エアコンは目標年度2027年が最新となっています。
Q 23	見積書にエアコン処分費用（家電リサイクル料）の記載があるが、対象になりますか。
A 23	家電等の電化製品の処分費は対象外です。
Q 24	併用住宅で店舗と住居共用部分（トイレ）のLED化工事を申請する場合、対象経費はどのように算出すればいいでしょうか。
A 24	住居部分と店舗部分の床面積に応じて按分し、対象経費を算出してください。
Q 25	市内業者からLED照明器具を購入し、自身でLED照明取替工事を実施した場合、製品購入費は対象になりますか。
A 25	対象にはなりません。市内業者が取替工事を実施する必要があります。

## ●断熱改修工事に関すること

Q 26	断熱改修工事はどのようなものが対象になりますか。
A 26	外気に面した開口部において改修後の熱貫流率が $2.33 \text{ (W/m}^2 \cdot \text{K)}$ 以下になるよう行う工事又は、外壁に熱伝導率 $0.052 \text{ (W/m} \cdot \text{K)}$ 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる外張り断熱（外断熱）の工事が対象となります。
Q 27	1階のみなど、外気に面する外壁の一部に熱伝導率 $0.052 \text{ (W/m} \cdot \text{K)}$ 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事の場合は対象となりますか。
A 27	対象となります。
Q 28	居室の内部をリフォームする場合に施す断熱工事は対象となりますか。
A 28	対象となりません。外気に面する外壁に熱伝導率 $0.052 \text{ (W/m} \cdot \text{K)}$ 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事に限ります。
Q 29	外気に面した既存窓のガラスを熱貫流率が $2.33 \text{ W/(m}^2 \cdot \text{K)}$ 以下の複層ガラスに交換する工事は対象になりますか。
A 29	対象となります。
Q 30	外気に面した既存窓の室内側に内窓を設置する工事は対象となりますか。
A 30	対象となります。ただし、室内側の窓が複層ガラス仕様の樹脂内窓である必要があります。（既存窓の仕様は問わない）

## ●その他に関すること

Q 31 申請書提出から交付決定の通知が届くまでどれくらいかかりますか。

A 31 申込み多数の場合は、抽選となるため抽選後に交付決定通知を発送します。

Q 32 申請者以外が工事費の支払いを行う場合、領収書の名前は誰にすればよいですか。

A 32 契約者、領収書の宛名、補助金の振込先はすべて申請者となります。

Q 33 銀行振込明細書を領収書として添付することはできますか。

A 33 領収書の代わりとして銀行振込明細書を添付できます。

Q 34 実績報告から振込みまでどれくらいの期間がかかりますか。

A 34 実績報告書受理後、3週間程度で補助金が確定します。補助金の確定通知書送付後に指定された口座に振り込みます。ただし、書類等に不備があった場合は、時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

申請日を記入してください。

令和6年〇月〇日

村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金交付申請書兼同意書

申請者が居住している住宅の住所、申請者氏名、日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。  
※押印は不要です

申請者	郵便番号	〒958-8501
住所	村上市	(町名) 三之町
		(番地) 1-1
	氏名	村上太郎
	電話番号	0254-53-2111

次のとおり、村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定によ

リフォームを実施する住宅の住所を記入してください。  
(申請者が居住している住所と同じ住所となります)

記

1. 住宅の情報

対象住宅の所在地	村上市三之町1-1	
対象住宅の所有者	(氏名)	(申請者との続柄)
	村上彦左衛門	祖父
住宅の種別	下の選択肢から該当する番号を右欄に記載してください。 1 個人住宅 2 併用住宅 3 集合住宅	1

リフォームする住宅の所有者名と続柄を記入してください。申請者と同一でも記入してください。

2. 補助金申請額

		申請者記入欄	
通常工事	(総工事費)	850,000円	補助対象とならない工事箇所及び他の補助金を受ける場合にその対象となった工事箇所を除いてください。
	補助対象工事費	790,000円	
	申請額 (a)	(断熱改修工事 無) 有 118,000円	
省エネ工事	(総工事費)	300,000円	補助対象工事費×15%の額（千円未満切り捨て）。通常、上限10万円です。断熱改修工事がある場合、上限15万円です。
	補助対象工事費	300,000円	
	申請額 (b)	30,000円	
交付申請額 (a+b)		148,000円	通常工事と省エネ工事の申請額の合計。通常、上限10万円です。断熱改修工事がある場合、上限15万円です。

※総工事費及び補助対象工事費は消費税込みの金額を記入してください  
 ※申請額は、通常工事の場合は補助対象工事費の15%、省エネ工事の場合は補助対象工事費の20%、千円未満の端数は切捨てです。上限額については以下のとおりです。

断熱改修工事なしの場合：(a)の上限：10万円、(b)の上限：3万円、(a+b)の上限：10万円(\*5万円)  
 断熱改修工事ありの場合：(a)の上限：15万円、(b)の上限：3万円、(a+b)の上限：15万円(\*10万円)

※過去に交付決定を受けている場合は、\*の額が上限額です。

※太枠の中は記入しないでください。

処理 No :

### 3. 補助金申請状況

過去の同補助金の 交付状況	下の選択肢から該当する番号を右欄に記載してください。 1 無 2 有 (交付時期: <b>H30</b> 年度)	<b>2</b>
他制度の補助金の 申請状況	下の選択肢から該当する番号を右欄に記載してください。 1 無 2 有 (制度名: <b>高齢者向け住宅整備費助成事業</b> )	<b>2</b>

### 4. 工事の内容

工 事 概 要	下の選択肢から実施する工事に該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	
	(i) 通常工事	
	<input type="checkbox"/> 屋根・瓦 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> サッシ類 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 浴室・トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 給湯器類 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 下水道 <input checked="" type="checkbox"/> 雨水貯留槽、雨水浸透枳	
断熱改修工事の 実施状況	(ii) 省エネ工事	
	<input checked="" type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> L	
	断熱改修工事の実施状況について、 記入してください。	
断熱改修工事の 実施状況	下の選択肢から該当する番号を右欄に記載してください。 1 無 2 有 (実施内容: <b>外壁の断熱改修工事</b> )	<b>2</b>
施工業者 ※施工業者が複数い る場合は、主な施工	会 社 名	<b>〇〇工務店</b>
	住 所	<b>村上市〇〇 ××番地</b>
施工業者について記入してください。 工事内容について施工業者に市から問い 合わせを行う場合があります。		
〇〇 〇〇	0254-××-××××	担当者名 <b>〇〇 〇〇</b>
予定工事期間	<b>令和 6年 6月 1日 ~ 令和6年 8月 31日</b>	

### 5. 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し (通常工事、省エネ工事を分けて作成) <input checked="" type="checkbox"/> 工事前の写真 <input checked="" type="checkbox"/> 工事の内容が分かる図面等 <input checked="" type="checkbox"/> (断熱改修工事又は省エネ工事を実施している場合) カタログ又は仕様書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの ( )	予定する工期を記入してください。
--	------------------

### ◎同意事項※申請者の署名が必要です。

同 意 事 項	申請者は、本事業の申請に関する内容確認のため、住民登録状況、市税の納税状況、固定資産情報及び他の制度の活用状況について、調査を行うことに同意します。 また、 <b>リフォームを行う申請者本人が</b> 的機関 (保健所、税務当局及び警察等) <b>自署してください。</b> ついても同意します。	
	申請者署名欄	<b>村 上 太 郎</b>
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一世帯員の情報についても上記と同様の取り扱いとすることについて、同一世帯員本人に確認済みです。 (本事項を確認後、左の□の中に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。)

同一世帯員本人に確認の上、  
チェックしてください

処理 No :

（宛先）村上市長

申請者 住所 〒958-0835  
**村上市三之町1-1**  
 氏名 **村上太郎**  
 電話番号 **0254-53-2111**

令和〇年〇月〇日付け**村経**第〇〇号で交付決定のあった村上市未来に向けた住まいづくり推進事業が完了したので、村上市未来に向けた住まいづくり推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

記

工事期間の実績を記入してください。

1. 工事実施期間

工事実施期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
支払完了日	令和〇年〇月〇日

工事完了後、支払いを終えた日を記入してください。

2. 工事実績額

		申請者記入欄（実績額）	
通常工事	（総工事費）	850,000円	補助対象とならない工事箇所及び他の補助金を受ける場合にその対象となった工事箇所を除いてください。
	補助対象工事費	790,000円	
	補助金額（a）	（断熱改修工事 無・有） 118,000円	
省エネ工事	（総工事費）	300,000円	補助対象工事費×20%の額（千円未満切り捨て）。上限3万円です。
	補助対象工事費	300,000円	
	補助金額（b）	30,000円	
補助金額（a+b）		148,000円	通常工事と省エネ工事の申請額の合計。通常、上限10万円です。断熱改修工事がある場合、上限15万円です。

※申請額は、通常工事の場合は補助対象工事費の15%以内、20%以内、千円未満の端数は切捨てです。上限額について  
 断熱改修工事なしの場合：(a)の上限：10万円、(b)の上限：3万円、(a+b)の上限：10万円  
 断熱改修工事ありの場合：(a)の上限：15万円、(b)の上限：3万円、(a+b)の上限：15万円

※太枠の中は記入しないでください。

3. 振込先

金融機関名	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 農協	支店名	〇〇支店
口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	X X X X X X X X	
フリガナ	ムラカミ タロウ	補助金の振込先の口座を記入してください。名義人は申請者と同じとなります。		
名義人	村上太郎			

4. 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事に係る領収書等の写し	補助対象工事費が減額になった場合は、変更後の見積書を添付してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象工事の実施中、実施後の写真（省エネ）	
<input checked="" type="checkbox"/> 振込先が分かるもの（通帳の写し等）	
<input checked="" type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ）	

○この報告書は、工事完了の日から起算して30日以内又は、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のどちらか早い日までに提出してください。

■ 交付申請書に添付する見積書例

別途、工事の内容が分かる「見積明細書」が必要です

# 御 見 積 書

〇〇 〇〇様邸 玄関改修工事

以下のとおり御見積申し上げます。

見積金額	¥1,000,000-
消費税額	¥100,000-
合計金額	¥1,100,000-

・対象は市内事業者によるものとなります。  
 ・省エネ工事がある場合は、見積書が分かっているか、又は省エネ分の見積額が分かるものが必要です。

発注者 〇〇 〇〇様  
 工事場所 村上市三之町地内  
 見積年月日 令和 年 月 日  
 見積有効期限 令和 年 月 日

〒958-8501  
 新潟県村上市三之町1-1

株式会社 〇〇〇

## 見 積 明 細 書

No.	名称	仕様	見積額				備考
			数量	単位	単価	金額	
	玄関改修工事						
	屋根葺替え		1.00	式		〇〇〇	
	野地張替え		15.11	m <sup>2</sup>	〇〇〇	〇〇〇	
	軒裏張替え		11.75	m <sup>2</sup>	〇〇〇	〇〇〇	
	軒裏塗装		1.00	式		〇〇〇	
	玄関内部天井張替え		6.00	m <sup>2</sup>	〇〇〇	〇〇〇	
	玄関手すり取付け		1.00	式	〇〇〇	〇〇〇	高齢者向け住宅整備事業
	工事費計						
	諸経費						
	合計					〇〇〇	

他の補助金を受ける場合は、備考欄に補助事業名を記載して、区分してください。

## 工事写真の撮影について

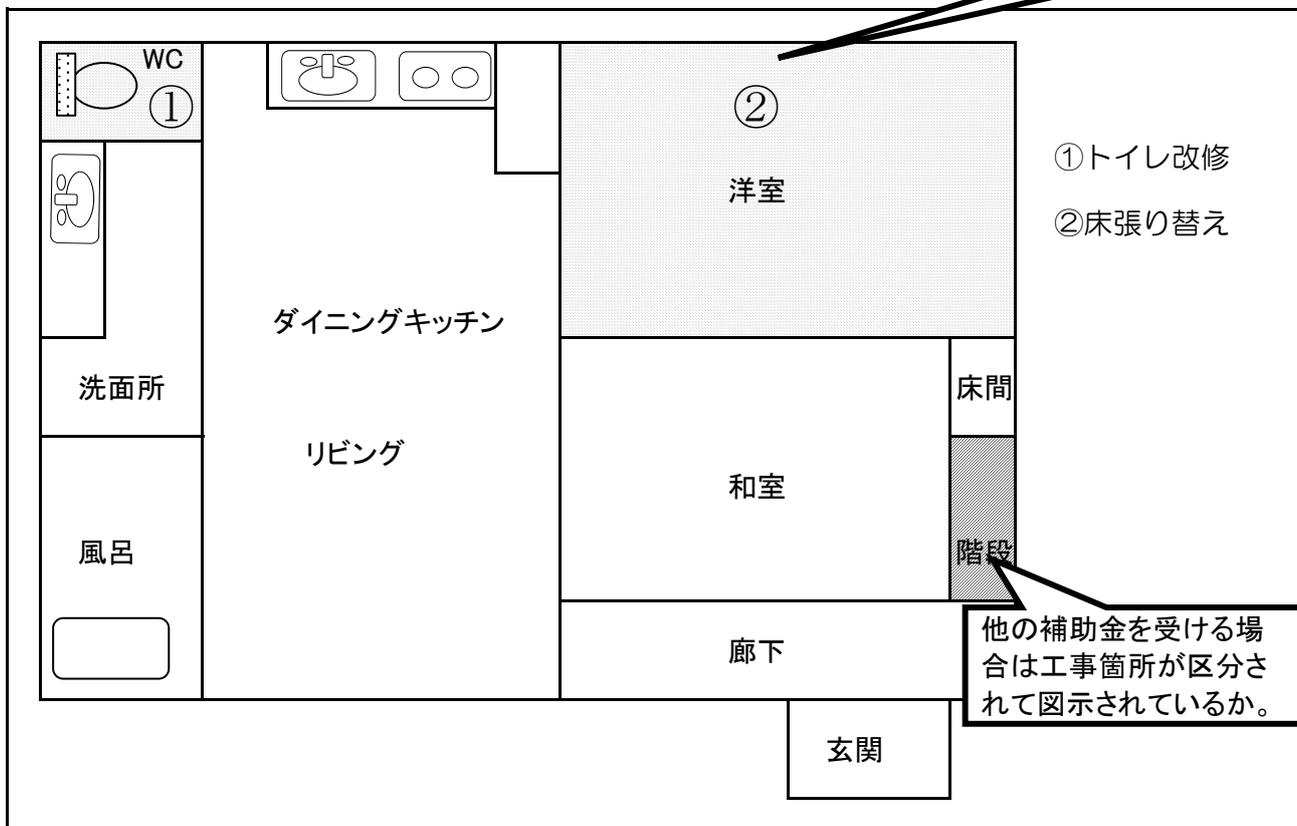
工事する箇所の施工前、施工中および施工後の写真が必要になりますので、次の点に注意して撮影してください。

- 外部工事の場合、工事箇所の全景を方角に応じ数枚、工事部分の状況が確認できるよう近景写真も必要に応じて撮影してください。
- 内部工事の場合、工種ごとに施工箇所が確認できるように撮影してください。
- 工事前と完了後の写真が対比できるように撮影してください。撮影の箇所、説明等を記載してください。
- 撮影日を入れて撮影してください。写真に撮影日が入らない場合は、余白等に撮影日を記入してください。
- 省エネ工事の場合、工事の写真だけでなく、対象機器の型番が分かる写真も必要です。

<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">写真貼付</p>	<p>撮影日 ○○月△△日</p> <hr/> <p>工事 <input checked="" type="radio"/>前・中・後</p> <hr/> <p>リビング クロス</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">写真貼付</p>	<p>撮影日 △△月××日</p> <hr/> <p>工事 前・<input checked="" type="radio"/>中・後</p> <hr/> <p>クロス張替状況</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">写真貼付</p>	<p>撮影日 ××月××日</p> <hr/> <p>工事 前・中・<input checked="" type="radio"/>後</p> <hr/> <p>クロス張替完了</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

■ 交付申請書に添付する  
「リフォーム工事の内容が分かる図面等」について

住宅平面図等にリフォーム工事の工事箇所が明確に示されているか。



他の補助金を受ける場合は工事箇所が区分されて図示されているか。

